

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年11月25日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2200061号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2200019号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和62年11月1日から同年9月9日に訂正し、同年9月及び同年10月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和62年9月9日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和62年9月9日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年9月9日から同年11月1日まで

A社に勤務していた全期間の報酬明細表を確認したところ、9か月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるが、厚生年金保険の記録では、昭和62年11月1日に被保険者資格を取得し、昭和63年6月26日に資格を喪失したものとされ、被保険者期間は7か月とされている。報酬明細表により、昭和62年9月から勤務していることは明らかなので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が保管する報酬明細表により、請求者は、請求期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記報酬明細表により確認できる厚生年金保険料控除額及び日本年金機構の回答から、14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主は亡くなっている上、取締役は請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の納付については資料がなく不明と陳述しているが、厚生年金保険の記録における請求者の被保険者資格取得年月日が雇用保険の記録における被保険者資格取得年月日と同日の昭和62年11月1日となっており、社会保険

事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に対して同日を資格取得年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。